

『省エネ家電購入応援キャンペーン』よくある御質問

令和5年7月21日時点

店舗がこのキャンペーンに参加するためには、何か登録手続きが必要ですか。

特に必要ありません。

申請は、店舗がするのですか。

実際に家電を購入された県民の方が申請を行ってください。

インターネットでの申請は受け付けてないのですか。

本キャンペーンは、郵送のみの受付となっております。なお、8月以降は、申請先が変更になりますので、ご注意ください。変更後の申請先は、決まり次第HPでご案内します。

どこで買っても対象となるのですか。

宮崎県内にある家電量販店や電気店であれば対象となります。ただし、インターネットで購入したものは対象外となりますので、県内の電気店であってもネットで購入した場合は対象外となります。

対象となる家電かどうかは、どこで調べられますか。

個別の商品について、こちらでお答えすることは難しいので、HPのリンク先（省エネ型製品情報サイト）からご確認いただきますようお願いいたします。ただ、その商品がお店で販売しているとは限らないので、注意してください。

中古品でも省エネ基準を満たしていれば、対象になりますか。

中古品は省エネ基準を満たしていたとしても対象外となります。

インターネット環境がなく、申請書をダウンロードできない場合はどうすればいいですか。

県庁環境森林課に取りに来ていただくか、事務局あてに返信用封筒を同封して依頼してもらえれば申請書をお送りいたします。

台数に制限はありますか。

制限は設けていません。ただし、申請できるのは一世帯当たり1回限りとなります。

エアコンと冷蔵庫を同時に購入した場合は、別々に申請するのですか。

まとめて申請してください。なお、原則として、申請できるのは、一世帯当たり1回限りとなります。

二つの商品を購入した場合、ギフトカードの金額はどのようになりますか。

基本的に、一つ一つの商品当たりの購入金額に応じて判断します。例えば、8万円と9万円の対象家電を購入された場合は、1万円分×2件として2万円分となります。

メーカー保証書に販売店舗の名称等が必要ですか。

なくても受け付けられます。

設置の写真は、どのようなものですか。

基本的に、エアコンや冷蔵庫が家の中に設置されていることがわかるような写真であれば大丈夫です。型番がわかるような写真やエアコンの室外機までは不要です。

予算の上限に達したときは受付を停止するとのことですが、いつ頃、上限に達する見込みですか。

現時点では、わかりません。なお、申請の受付開始以降、申請状況を随時HPで公表することとしておりますので、そちらからご確認ください。

ギフトカードがもらえるかどうかは、どのように決まるのですか。

必要な書類がそろっていれば、先着順となります。必要な書類がそろっていない場合、受け付けられませんので、申請に当たっては必要書類がそろっているかどうかの確認をお願いします。追加で必要な書類がそろってからの受付となります。

なお、受付は一日単位で集計しますので、予算の上限を超過した日に関しては、抽選とさせていただきます。

7月1日以前に購入した家電は対象にならないのですか。

今回のキャンペーンは、国の交付金を活用して、県の6月補正予算で取り組むこととしたものですので、予算の制約上、キャンペーンの開始日以降しか対象とすることができません。

#### ※7月3日追加分

購入の際に割引があった場合、購入金額はどうなりますか。

対象商品そのものに対する割引の場合は割引適用後の金額とします。ただし、ネット回線契約など他の商品の購入やサービスの利用により、割引される場合は、割引適用前の金額とします。

支払いにポイントを利用する場合、ポイント利用前の金額になりますか。

ポイントの利用は支払い手段の一つですので、ポイント利用前の金額になります。

エアコンの場合、新基準では☆3を下回っているが、旧基準（令和4年10月改正前）では☆4以上ある場合は、対象になりますか。

資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイトにおいて、旧基準で☆4以上の製品として掲載されていれば対象となります。

※7月4日追加分

法人でも申請可能ですか。

県民を対象としており、法人での申請はできません。

設置場所が確認できる資料として例示している「取付工事注文書・配送注文書」が発行されない場合はどうしたらいいですか。

例えば、納品書に氏名と住所の記載があれば、設置場所が確認できる資料として取り扱うことが可能です。

※7月21日追加分

設置場所が確認できる資料として例示している「取付工事注文書・配送注文書」に設置場所の住所の記載がない場合はどうしたらいいですか。

家電リサイクル券など住所が確認できる資料の写しを添付してください。

保証書は販売店が発行しているものでも認められますか。

原則として、メーカー発行の保証書とします。ただし、販売店が発行している保証書でも製品型番が記載されているものであれば可とします。